

特別措置の対象地域、内容および申込み方法

I. 特別措置の対象地域（下線部が今回追加した市町村）

＜災害救助法が適用された市町村＞

福岡県 久留米市，八女市[※]，みやま市
佐賀県 武雄市，嬉野市，杵島郡大町町
長崎県 雲仙市，南島原市[※]

※ 前回、隣接市町村としてお知らせしていた市町村

＜災害救助法が適用された市町村の隣接市町村＞

福岡県 大牟田市，柳川市，筑後市，大川市，小郡市，うきは市，朝倉市，
三井郡大刀洗町，三潞郡大木町，八女郡広川町
佐賀県 唐津市，鳥栖市，多久市，伊万里市，鹿島市，神埼市，
三養基郡みやき町，西松浦郡有田町，杵島郡江北町・白石町
長崎県 大村市，東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町，
島原市，諫早市
大分県 日田市
熊本県 山鹿市，玉名郡南関町・和水町

（注）上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

II. 特別措置の内容および申込方法（当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま）

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2021年7月（支払期日が8月12日以降のものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を1か月間延長します。

2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除します。

3. 工事費負担金（※）の免除

2022年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 臨時工事費（※）の免除

2022年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

5. 基本料金等の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除します。

6. 諸工料（※）の免除

2022年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施工される設備にかかる工事費のうち、当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまは、当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。